

伊丹市グループウェア連携ウェブ会議
プログラム更新事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

伊丹市

1 事業名

伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業

2 事業内容及び目的

伊丹市では現在、職員の業務パソコンでグループウェアを利用しておおり、そのうちのスケジュール機能でウェブ会議のスケジュール作成および会議情報の表示等ができるような連携プログラムを利用している。

それにより、ウェブ会議のアカウント情報を周知していなくても職員はウェブ会議のスケジュールの作成および参加が可能となっている。

2025年11月のグループウェアの定期メンテナンスにより現行プログラムが正常に稼働しなくなり業務に支障をきたしているため、また現時点でのグループウェアおよびウェブ会議ソフトウェアの仕様に沿った形式で連携機能を実現するため、当該プログラムを更新する。

3 作業内容

グループウェア連携ウェブ会議プログラムの構築。

詳細は、別添1「伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業調達仕様書」に記載のとおりとする。

4 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 提案上限額(事業規模)

提案価格は、以下に示す提案上限価格を超えてはならない。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すものである。

1,980千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 担当部署

伊丹市総合政策部経営戦略室デジタル戦略課(市役所庁舎5階)
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
電話:072-784-8019
電子メール:digi-st@city.itami.lg.jp

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。令和7年度伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、伊丹市入札参加資格制限基準又は伊丹市入札参加停止基準に抵触していないこと。
- (2) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しないこと。
- (6) 本プロポーザルに関する提出書類について、故意に虚偽の記載をしていないこと。
- (7) 提案事業者は、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001またはJIS Q27001)等の第三者認証を取得していること。

8 スケジュール

日程については以下を予定している。

- (1) 公募開始 :令和7年12月10日(水)
- (2) 質問・参加申込締切 :令和7年12月17日(水)正午まで
- (3) 参加資格結果通知 :令和7年12月22日(月)
及び質問回答
- (4) 企画提案書受付締切:令和7年12月26日(金)17時まで
- (5) 提案審査 :令和8年1月7日(水)
- (6) 結果通知 :令和8年1月9日(金)

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する疑義等については、受付期限内に以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期限:令和7年12月17日(水)正午(必着)
- (2) 提出方法:質問書(様式1)により、「6 担当部署」宛てにメールにて提出。
メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。
件名:伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業 質問(事業者名)
- (3) 回答日:令和7年12月22日(月)
- (4) 回答方法:質問者の名称等を伏せて、質問内容及び回答を本市ホームページに

掲載するとともに、質問書に記載の電子メール宛に送付する。

(5) 備考:提出された質問書が、次の①～④に該当する場合、回答は行わない。

- ①所定の様式「質問書(様式1)」を利用していない
- ②参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない
- ③質疑以外(意見等)が記載されている
- ④質問内容に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある

10 企画提案参加・辞退について

(1) 参加申込時提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
参加申込書(様式2)	電子媒体1部
誓約書(様式4)	電子媒体1部 ※「7. 参加資格要件」(1)～(6)を満たすことを誓約する書類
情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書(写)	電子媒体1部 ※「7. 参加資格要件」(7)を証する書類
「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書(様式7)	電子媒体1部

(2) 提出期限等

提出期限:令和7年12月17日(水)正午(必着)

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業 参加(事業者名)

(3) 企画提案参加資格の通知について

「7 参加資格要件」に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。審査結果は、令和7年12月22日(月)に参加申込書(様式2)に記載された電子メール宛に通知する。

(4) 参加申込後の辞退について

参加申込書を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業 辞退(事業者名)

11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類の作成要領・留意事項等は、別添2「伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業企画提案書等作成要領」参照のこと。

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
企画提案確認書(様式5)	電子媒体1部
企画提案書(様式任意)	電子媒体1部 ※項目は別添2「伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新導入事業企画提案書等作成要領」の「2 企画提案書記載時の留意点(2)」に従うこと。
機能要件確認書(別表1)	電子媒体1部 ※要件を満足する項目の「満足する」欄に「○」を記載すること
伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業に係る価格見積書(様式6)	電子媒体1部

(2) 提出期限等

提出期限:令和7年12月26日(金)17時(必着)

提出方法:「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

提出する際の件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名:伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業 企画提案(事業者名)

12 提案審査

提出された企画提案書に基づき、伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業プロポーザル審査会にて書面審査を行う。

(1) 実施日

令和8年1月7日(水)

提案事業者の出席は不要

(2) 実施方式

- ・ 別表(審査項目)に基づき、審査会において提案を審査する。
- ・ 価格及び提案内容を総合的に評価・採点を行った結果、最も得点の高かった者を優先交渉権者とする。
- ・ 審査点が同点の場合は、審査会において順位を決定する。

13 審査基準及び配点

次の審査基準及び配点に基づき、企画提案書等の内容及び提案価格を総合的に評価し、最も高い評価を得た提案事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、応募者が1者の場合、企画提案内容に係る審査の結果、価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できたとき、その1者を優先交渉権者とする。

(1) 価格 10点／100点

(2) 企画提案内容 90点／100点

(内訳)

項目	基準	配点
基礎項目	基本方針	15
	セキュリティ関連認証取得状況	
	機能要件確認書	
重点項目	構築実績	75
	構築スケジュール・体制	

14 審査結果

審査結果(順位・得点)については、令和8年1月9日(金)に各提案事業者宛に、メールで通知する。また、本市のホームページにて公表する。

15 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の作成形式、提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 提案内容が別添1「伊丹市グループウェア連携ウェブ会議プログラム更新事業調達仕様書」に記載している要件を満たさないとき。
- (3) 見積書の金額が「5 提案上限額(事業規模)」に示した金額を超過しているとき。
- (4) 提案事業者が「7 参加資格要件」を満たしていないとき、または虚偽の申請により参加資格を得たとき。
- (5) 優先交渉権者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 本業務の全部(または主たる部分)を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (7) 企画提案内容が、価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できなかったとき。

16 契約

(1) 契約内容

選考された優先交渉権者と本市の間で速やかに提案内容を確認する場を設け、協議するものとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 契約締結

詳細の協議が整い次第、すみやかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。その他の条件は、以下のとおり。

ア 支払いは、納品月の末日締め翌月末支払いとする。

イ 契約保証金の取り扱いについては、伊丹市契約に関する規則(平成3年伊丹市規則第37号)第24条または第25条による。

ウ その他、必要な事項は別途協議するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 本件に関して知り得た本市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (2) 本プロポーザルに係る書類の作成、提出及び調査に要する一切の費用は、参加者、提案者及び候補者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。また、提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合があるが、そこで虚偽的回答をした場合も同様とする。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。
- (6) 審査結果については、後日市ホームページで公表する。
- (7) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出された企画提案書等は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。
- (8) 災害・感染症等不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

以上